第五条の次に次の附則を加える。

附　則

第一条第五号の規定は、職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる金属研磨仕上げ、製材のこ目立て若しくはコンクリート積みブロツク施工又は職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる木工機械整備についても、当分の間、適用する。

別表中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、「金属研磨仕上げ」、「製材のこ目立て」及び「木工機械整備」を削り、「プラスチツク成形　強化プラスチツク成形（筆記試験において積層成形法を試験科目として選択した者に限る。）」を「プラスチック成形　強化プラスチック成形（筆記試験において積層成形法を試験科目として選択した者に限る。）」に、「ブロツク建築」を「ブロック建築」に改め、「コンクリート積みブロツク施工」を削り、「ウエルポイント施工」を「ウェルポイント施工」に改める。

第十一　労働安全衛生規則第百三十五条の三第二項及び第百五十一条の二十四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和五十二年労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三」に改める。

第四条第一号中「昭和四十四年労働省令第二十四号。」を削る。

第四条第三号、第四条の三第七号、第六条第七号及び第十二条第一号ト中「職業能力開発促進法施行令別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

第十二　コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

第十三　次に掲げる告示の規定中「キャリア・コンサルティング（」を「キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングのうち」に改める。

一　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）第二の八の㈡のロ

二　送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号）第二の八の㈡のイ

第十四　製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三項中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三」に改める。

第十五　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針（平成十三年厚生労働省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二の二中「次に掲げる相談その他の援助（以下「キャリア・コンサルティング」という。）」を「キャリアコンサルティング（法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）」に改め、㈠及び㈡を削る。

第二の三、第四の二及び四並びに第六の二及び三中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第十六　厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚生労働大臣が定める手数料の額

柱書き中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「厚生労働大臣が定める金額」を「厚生労働大臣が定める額」に改める。

表キャリア・コンサルティングの項検定職種の欄中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第十七　雇用政策基本方針（平成二十六年厚生労働省告示第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二の二の㈠の①中「キャリア・コンサルティングの普及を」を「キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）の普及を」に、「キャリア・コンサルタント」を「キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第三十条の三のキャリアコンサルタントをいう。以下同じ。）」に、「ジョブ・カード（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）」を「ジョブ・カード（職業能力開発促進法」に改め、同㈡の③中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改め、同二の㈢の②中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に、「キャリア・コンサルタント」を「キャリアコンサルタント」に改める。

第十八　キャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第一号を次のように改める。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三のキャリアコンサルタントである者

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号中「職業能力開発局長が委託して実施するキャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。）」を「厚生労働省職業能力開発局長が委託して実施するキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。）」に改め、同号を第三号とする。

第十九　事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針（平成二十七年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

第2の1の⑴の力中「キャリアコンサルタント」を「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3のキャリアコンサルタント」に改める。

第二十　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三号中「キャリア・コンサルティング（」を「キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングのうち」に改める。

第二十一　青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）の一部を次のように改正する。

第三の二の㈢中「職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保」を「キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。）を受ける機会の確保」に改める。

附　則

（適用期日）

第一　この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。